

涌谷町監査委員告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年6月29日

涌谷町監査委員 遠 藤 要之助

同 後 藤 洋 一

- (ウ) わくや万葉の里設置条例と協定書の仕様書及び指定管理施設の休館日を変更する回答書は整合性がとられているか。

ウ 総務管理課

- (ア) 健康文化複合温泉施設、わくや万葉の里、世代館、研修館、健康パークの管理に関する基本協定書は適切であったか。
- (イ) 指定管理施設の休館日を変更するに当たり、公社との協議は十分に行われたか。
- (ウ) 健康と福祉の丘管理運営規則と協定書の仕様書及び指定管理施設の休館日を変更する回答書は整合性がとられているか。

(5) 監査の方法

総務課から指定管理者の指定に至るまでの公募要綱、事業計画書、「公の施設の指定管理者審査会」の会議録、企画財政課及び総務管理課から、公社との協定書、協定書に伴う関係書類、休館日の変更に伴う協議の会議録の提出を求め、聴き取り調査を行った。

(6) 監査の結果

ア 総務課

- (ア) 今回は健康文化複合温泉施設（以下温泉という）を始め8施設を公募としたことは指定管理者選定過程の明確化に繋がり一歩前進と評価する。
- (イ) 公社を指定管理者に選定した手続きに問題はなかった。
- (ウ) 審査経過においても公社から直接プレゼンテーションを受けヒアリングし、事業計画内容並びに収支計画を検討した。しかし、審査委員5人の評価は平均点68点、最下位60点と評価点は高くないにも拘わらず公社を選定せざるを得なかったのは、1者しか応募が無かったため、やむを得ない結果である。
- (エ) 8施設を一体管理とする公募方法には、違和感を持たざるを得ない。又、公募方法だが、規則においては町の広報誌への掲載その他広く町民に周知することの出来る方法とあるが町のホームページ及び掲示場への掲示のみであり問題なしとしない。

イ 企画財政課

- (ア) 5月25日付け一社涌公第52号による公社からの協議申し入れ書を受けたことに関して、上司からの指示について明確な資料や記録が無い。又、関係者との協議記録も無い。
- (イ) わくや万葉の里設置条例（以下「設置条例」という）第8条第2項に、休館

日は12月28日から1月4日までとするがあるが、仕様書には4月1日から3月31日までの365日開館とある。その整合性のとれないことについては、設置条例第8条第3項の町長の承認があれば変更可能と判断し、又慣例として了としたとの説明だが本職の持つ違和感は解消されない。

ウ 総務管理課

- (ア) 涌谷町健康と福祉の丘設置条例に定められている世代館・研修館についての指定管理施設は町長からセンター長に管理について事務委任されているが7月1日から毎週水曜日休館については公社から事前の協議申し入れは無かった。5月29日付け涌企第141号の企画財政課の起案による合議で知った。
- (イ) 特に宿泊施設としている研修館については毎週水曜日休館による事業への詳細影響については課内において検討中である。
- (ウ) 健康と福祉の丘管理運営規則には世代館及び研修館の休館に関する規定は無い。指定管理の仕様書に記載されている365日開館との整合は図られていると説明を受けた。
- (エ) 世代館及び研修館の休館に関する規則改正については7月1日施行に向け手続き中である。
- (オ) 本件に関する指示や関係課との協議の暇も機会もない為、これらに関する協議内容の記録は無い。

(7) 監査の意見

- ・ 今回の公社が管理する指定管理施設休館日に関する事務執行については、あまりにも唐突であると思われる。平成30年4月1日付けで協定書を締結しながら2ヶ月も経過しないにも関わらず協定内容変更の協議申し入れを受け、それを了としたことは誠に遺憾である。
- ・ 監査の過程で、一番大切な利用者に対する配慮（アンケート調査など）は一切ない事が分かり、大変遺憾である。
- ・ 回答書にサービスの低下を招かないように努めることとあるが、公社がそのような努力を払ったと思われる形跡は見当たらないのは、遺憾である。
- ・ 本事業は試行であるので、条例改正は必要なしとの見解ありと説明されたが違和感があり、その是非については今後の深い検討が必要と思われる。

4 結論

以上を勘案すると今事案の実施決定は拙速であると判断せざるを得ない。

よって、平成30年7月1日実施を中止すべきである。